

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	居宅介護支援事業者	令和7年度の介護予防・日常生活支援総合事業について	訪問型サービスAベースアップ加算の取得方法を知りたいです	訪問型サービス・活動Aのベースアップ加算については、取得要件等はなく、すべての事業所・利用者において算定可能です。サービス提供1回ごとに基本報酬と合わせて5単位を算定いただけます。
2	地域包括支援センター	令和7年度の介護予防・日常生活支援総合事業について	指定介護予防支援事業者について ・介護予防支援の基本情報、プラン、評価表の保管、チェックはしなくていいでしょうか？ ・介護予防支援から総合事業利用のみになったら、包括との契約は必要ですか？プラン保管、チェックは必要か？	・居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を行う場合は、利用者との契約も含めて居宅介護支援事業所が行うため、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所からケアプラン等の提出を受ける必要はありません。 ただし、地域包括支援センターによるケアマネジャー支援の一環として、ケアプランの確認や助言を行うことを妨げるものではありません。 ・介護予防支援（予防給付を利用）から、介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ利用）に変わる場合は、利用者との契約主体は地域包括支援センターとなります。そのため、介護予防支援事業の指定を受けた居宅介護支援事業所に委託する際も、契約主体である地域包括支援センターは、従来通り委託先事業所からケアプラン等の提出を受け、確認・保管等を行ってください。
3	居宅介護支援事業者	令和7年度の介護予防・日常生活支援総合事業について	令和7年3月31日で「事業対象者」という区分が無くなるという事ですか？	事業対象者の区分はなくなりませんが、令和6年度から利用できるサービスを「通所型サービス・活動C」「訪問型サービス・活動C」に限定しています。 令和6年度は、令和6年4月以前から事業対象者であった方のみ、経過措置として全ての総合事業サービスの利用を可能としていましたが、令和7年4月からは、経過措置の取扱いを終了しています。 なお、例外として、通所型サービス・活動B（コミュニティデイサービス）と栄養改善型配食については、引き続き、通所型サービス・活動C訪問型サービス・活動Cの利用中または利用後であれば、事業対象者も利用可能です。

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	特定福祉用具販売事業者	ケアプランデータ連携システムについて	導入による効果をもう少し具体的に知りたいと思いました。	国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートサイトにて、導入による削減効果（人件費、印刷費、時間など）をシミュレーションできるツールが提供されています。提供票作成を行う職員の人数や、取引先の事業所数などといった事業所の情報を入力することで、効果を試算できます。詳細は下記URLからご覧ください。 https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html
2	居宅介護支援事業者	ケアプランデータ連携システムについて	介護保険最新情報VOL.1361 参考資料老発0206第1号令和7年2月6日に記載があった、「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」について、茨木市としての見解を知りたいです。	「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」の対象は都道府県となるため、府の動向を注視します。市町村で活用できる補助金等があれば、補助内容を精査した上で、積極的な活用を検討して参ります。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和7年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	タクシーチケットには、本人の名前などが記載されていませんし、利用時は、チケットを一枚ちぎって出される為、本人がどうか分からないのですが、どうやって確認されるのですか？	利用券を利用の際は、利用者が乗務員に介護保険被保険者証または本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、後期高齢者医療証等身分を証明するもの）を必ず提示していただき、利用券表紙の名前、年齢と照合させていただいております。
2	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	使用時に本人確認書類を提示する事は理解できたが、タクシー利用券の確認欄の何れかに○をするのは、乗車前にあらかじめ利用者が○をするのか、運転手が確認し○をするのか、又どちらでもいいのか教えてほしい。	運転手が確認、○をしていただくことになっております。
3	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	不正利用の防止に努める必要があるのはわかりますが、独居で認知症の方が利用する場合は、身分証明などを紛失する可能性があるため、提示するのが難しいのではないかと思います。	利用者には本人確認書類の提示が必要になった旨を伝え、申請（更新申請含む）をしていただいております。主旨をご理解いただき、ご協力のほどお願いいたします。
4	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	本人確認の方法について、今回配布時に説明文等は添えているのか知りたいです。	利用者にタクシー利用券を交付する際に通知文を送付しております。
5	通所介護事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	不正利用の防止策での本人確認が必要になったということでしょうか？	ご認識の通りです。利用者・事業者共に適正利用をしていただくよう、ご協力のほど、お願いいたします。

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
6	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	利用都度の本人確認をすることは良いと思いますが、タクシー事業者の手間だとも考えます。身分確認証等の持ち合わせが無く乗車した場合、こういった事になるのでしょうか？その際は利用が出来ないことになるのでしょうか。	タクシー事業者には負担をかけますが、ご理解の上で契約されていると認識しております。本人確認書類不携帯で乗車された場合、利用券はお使いいただけません。
7	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	500円はありがたいですが、昨今一般のタクシーでの配車が希望通りできないため介護タクシーを利用する方も増えています。割高となるので、500円より上がらないのかな？と思いました。身分証の携帯は難しい方もいるのでは？	助成額については、令和3年度の見直しにより、対象者の経済的負担の軽減、利便性の向上及び外出機会の促進に効果があったものと考えており、現在のところ、見直しを行う予定はありません。利用者には本人確認書類の提示が必要になった旨を伝え、申請（更新申請含む）をしていただいております。
8	居宅介護支援事業者	高齢者福祉タクシー利用券使用時の本人確認方法について	身分証を忘れた時はどうなりますか？ドライバーさんに見せるのに抵抗はないでしょうか？	本人確認書類不携帯の場合、利用券は利用できません。利用者には本人確認書類の提示が必要との通知をし、申請（更新申請含む）をしていただいております。

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	介護老人福祉施設事業者	介護事故発生時の事故報告について	事故報告書は茨木市が保険者の入居者だけでよろしいですか？	保険者が茨木市の場合は茨木市へ報告し、茨木市以外の場合は各保険者の指示に従って報告してください。報告先の判断に迷われる場合は、長寿介護課までお問い合わせください。
2	小規模多機能型居宅介護支援事業者	介護事故発生時の事故報告について	報告必要な負傷などですが、病院への受診が必要な負傷と考えていいのでしょうか？もしくは重症度判断で行えばいいですか？	病院への受診が必要な負傷は、事故報告の対象となります。 茨木市では、介護保険事業所で事故が発生した場合、入院や医療機関での受診が必要なケース、また家族などとのトラブルが起きる、または起きそうだと判断される場合は事故報告書をお願いします。 (ホームページをご参照ください)
3	居宅介護支援事業者	介護事故発生時の事故報告について	事故の中に自殺とあり、「サービス提供中における」とありますが、これはサービスに入っている時という解釈でよろしいでしょうか。 連絡が取れず訪問したら自殺されていた場合は、この報告に当たるのでしょうか。	ご質問にあります「連絡が取れず訪問したら自殺されていた場合」について、サービス提供中の事故には当たりませんので、事故報告書の提出は不要です。 (ホームページをご参照ください)

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和7年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	特定福祉用具販売事業者	介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について	電子申請導入後も郵送や窓口での申請は可能でしょうか？	可能です。しかし、事業所の皆様におかれましては、電子申請の積極的な活用をお願いいたします。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和7年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	事業所	動画タイトル	質問	回答
1	居宅介護支援事業者	地区保健福祉センターとは？	地区保健福祉センターを有効に活用していく為に、その役割等を地域住民に浸透させていく方法等は、検討されているのでしょうか？ 記載されている代表の電話番号にかければ、どの部署にも繋がるのでしょうか？	地域の皆様と一緒に様々な取り組みや地域に根差した活動を通じて、地区保健福祉センターの機能や役割、専門職の活動内容等の周知を図っております。 子どもや高齢者、障害者、生活困窮者など、複雑・複合化した相談につきましては、各地区保健福祉センター代表電話番号に掛けていただければ、関係機関と連携しながら、適切な相談窓口に繋がります。